

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成31年1月1日 16時40分ごろ
発生場所	沖縄県粟国村粟国島南東方沖 粟国島灯台から真方位123° 10.3海里付近 （概位 北緯26° 29.0′ 東経127° 22.4′）
インシデントの概要	漁船翔生丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成31年1月15日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 翔生丸、2.2トン ON3-17615（漁船登録番号）、個人所有 第296-26464号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、4サイクル、出力95.60kW、回転数毎分 3,300、4気筒、ボア102.5mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、航行中、主機の回転数が徐々に低下した後、主機が停止し、船長が何度か主機の始動を試みたが、セルモータは回るものの、始動しなかった。 本船は、船長が、運航不能と判断し、118番通報を行って救助を要請し、来援した巡視船によりえい航され、粟国漁港沖で仲間の船にえい航を引き継がれて粟国漁港に帰港した。 船長は、本インシデント後、主機の燃料油系統を点検したところ、燃料油こし器が燃料油タンクからのスラッジにより閉塞し、主機への燃料油供給が途絶していたことを認めた。
分析	本船は、航行中、燃料油こし器が燃料油タンクからのスラッジにより閉塞したことから、主機への燃料油の供給ができなくなって主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、燃料油こし器が燃料油タンクからのスラッジにより閉塞したため、主機への燃料油の供給ができなくなって主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定期的に燃料油タンク内のスラッジ等の有無を点検し、スラッジ

	の発生を認めた場合、同タンク内の清掃を行うこと。
--	--------------------------